

令和3年9月13日八尾春雄議員が4項目の一般質問を行った。質問テーマは多岐に渡り、住民からの生活相談や苦情を受けて暮らしやすい広陵町を目指して町を追及するとともに、具体的な改善提案も行った。(インターネット録画配信もご利用下さい)

○14番(八尾春雄君) 14番の八尾春雄でございます。口を回しやすいようにマスクを外します。今回は4問に絞りました。順に質問してまいります。

大きな1番目でございます。

再び、横峯公園でのペット連れの散歩について。

前回の質問以降、研究・再検討などの取組はどこまで進んだのか。また、町が呼びかける運動に愛犬家各位も参加してもらうように働きかけてはどうか。

①愛犬家各位とどのようなマナーアップ運動に取り組もうとしているのか。

②看板の表記を根拠に、公園ではペットは禁止だと大声を出し、公園利用者を威圧罵倒する事件が発生している。その後、事件は発生していないか。

③看板の呼びかけ文を改定するのはいつになるのか。

大きな2番目でございます。

介護保険法施行令の改定について。

コロナ禍で生活の困窮が進んでいる時期に介護保険料の値上げは適切とは言えず残念なことであった。3月議会では、介護保険料の議論に集中したため制度の改定に関する議論が乏しい。例えば、令和3年8月より、介護保険施設入所者の食費・居住費の見直しとして、これまで夫婦2,000万円までの預金者であれば受けられた減免制度が、夫婦で1,500万円(年収において3段階に分かれ1,550万円、1,650万円の基準もある)を超えると受けられなくなった。つまり、1,800万円の預金者は本年7月までは減免対象であったのに、8月から減免対象ではなくなったことになる。

①厚生労働省は、本年3月31日「老発0331第2号」を奈良県知事に発しこの改定を市町村長に通達し、広陵町は、介護保険被保険者に文書でこの旨を通知している。ところが、この通達では、わざわざ令和3年8月からの施行に向けて、見直しの趣旨や内容等について被保険者や介護サービス事業者等に対して丁寧に周知・広報を行うことが重要であると特記している。現状は、丁寧に広報・周知しているのか。

②相談を私に持ちかけた住民は、介護施設に入所している夫の費用が重く、役場に相談に行っているのに、窓口対応した職員からは、こうした動きは教えてもらっていないと苦情を述べておられる。今後どうするつもりか。

③奈良県議会ではこうした被保険者が1,000名程度おられるとの答弁があったとのこと。該当者を抽出して説明会を開催するなどの手だてが必要だ。

大きな3番目でございます。

公共施設マネジメント研修、令和3年8月3日、講師は、東洋大学客員教授の南学氏について。

縮充などと自ら作成した造語(意味不明であることを指摘しておく)を用い、これまで町幹部が発するのにはばかられる内容を述べた点で、町の本心であるのかどうか確認が必要となっている。

①7月議会答弁で町長は、中央公民館の建て替えに関して、「自分の任期中に目途を付けたい(所信表明)との内容を答弁し「予算の確保、計画の策定」であることを明らかにしている。この答弁と講師の講演内容はどのような位置付けになるのか。

②8月10日に議員有志8名で三宅町と川西町の施設見学に取り組み、各町の特徴を生かし工夫して施設整備に真剣に努力していることがよく分かった。公民館建て替え及び文化芸術の振興のあり方検討委員会において、事務局が国や県の支援制度を紹介し議論してもらいたい。

大きな4番目でございます。

教員の免許更新制廃止（案）について。

文部科学省は、8月23日教員免許更新制度のあり方を議論している中央教育審議会の小委員会に同制度の廃止を柱とした審議まとめ案を示した。

①教員の確保を目指す場合に、この制度があると免許失効の元ベテラン教員を確保できなくなるとして心配の声があったが、教員の免許更新制は我がまちの教育にどのような効果があったのか、あるいは問題があったのか。

②文部科学省は、免許更新制を廃止しても、教員の研修受講履歴を管理するために識別番号（ID）を付与するとしている。現場の教員が研修に努めるのは職業的権利でもあるが、教員の管理統制に利用するのは問題があるのではないか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村裕之君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず1番目、再び、**横峯公園でのペット連れの散歩**について御質問をいただきました。

一つ目の犬の飼い主のマナーアップについての御質問でございます。犬の飼い主のマナーアップのための取組といたしましては、町のホームページにおきまして、犬のふんを放置する飼い主に警告するイエローチョーク作戦を紹介するとともに、広陵町環境保全指導員がふんの放置が多く見られる場所を中心に、この作戦を実施しております。ふんの周りをチョークで囲み、発見日時を記載することで、飼い主に認識させてモラルの向上を啓発する取組でございます。また、犬の飼い主のマナーとして、犬の散歩をするときはリードをつなぎ、ふん尿の後始末のためのビニール袋や水を入れたペットボトルを用意することもホームページにおきまして広報しております。

都市公園におきましては、犬などのペットを連れてくるのは止めましょうとお願いしておりますが、今後、犬を連れての公園利用につきまして、一定のルールを定め、ルールを守って公園を利用させていただくことでマナーアップにつなげたいと考えております。まずは、公園内でのペットの散歩につきまして、エリアやルートなどのルールを定め、試行的に認めることを検討してまいります。

二つ目の看板の表記を根拠に公園利用者を威圧罵倒する事件がその後発生していないかとの御質問につきましては、公園利用者への威圧罵倒につきましては聞いておりませんが、犬と散歩していた方が、個人宅の前を通った際に大声で威圧され、警察を呼ぶこととなったとの報告は受けております。前回は申し上げましたが、住民同士のトラブルは、非常に残念なことで存じますので、住民同士仲よくしていただきたいと切に願うところでございます。

三つ目の看板の呼びかけ文の改定はいつになるのかとの御質問につきましては、先ほど申し上げましたとおり、公園におけるペット利用につきまして、一定のルールを定めていく必要があると考えておりますので、まずはルールを定め、ある程度の試行期間を経て、看板の呼びかけ文を見直すことができると考えております。時期につきましては、年度内に試行期間が終了できるよう努めてまいります。

2番目の介護保険法施行令の改定についての御質問でございます。

介護保険施設の入所や短期入所のサービス利用の際の居住費と食費は、低所得の方の負担が重くならないように負担限度額が設けられております。

なお、限度額を超えた分は介護保険から給付されます。限度額の判定には、前年中の所得と合わせまして、御本人と配偶者の預貯金等の金額に応じて、基準が設けられております。

今回の改正につきましては、高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供するとともに、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求めるため、預貯金等の基準額が引き下げられる内容となっており、令和3年8月1日に施行されたものでございます。

まず一つ目の御質問の制度改正の周知についてでございます。

負担限度額の適用認定につきましては、申請に基づき、8月1日から翌年7月31日を1年度とし、認定をさせていただきます。前年度の負担限度額認定証を発行した方に対しまして、7月上旬に更新案内を送らせていただいております。その際に制度の案内チラシを同封し、周知を図っております。

二つ目の御質問でございます。

改正点につきましては、先に申し上げました案内チラシにて周知を図っておりますが、相談に来られた際に御理解いただけるよう、今後の窓口対応に努めてまいります。

また、申請の際には、その方の預貯金、株券等の全てを申告していただく必要があり、財産に応じた負担が必要でございますので、御理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明を心がけてまいります。

三つ目の該当者を抽出して説明会を開催するなどの手だてが必要だとの御質問でございますが、対象者やその資産を事前に把握することができないことから、説明会の開催は考えておりません。

なお、今年度につきましては、8月末の時点で285件の負担限度額認定申請があり、そのうち所得超過等による適用非該当となりました19件につきましては、個々に対応をさせていただいたところでございます。

3番目の公共施設マネジメント研修についての御質問でございます。

議員御質問の本年8月3日の公共施設マネジメント研修につきましては、7月に策定いたしました広陵町公共施設長寿命化（保全）計画の内容を踏まえて、計画策定から実践、公共施設の縮充に向けてというテーマで、三役及び部課長を対象に実施したものでございます。議員の皆様には、7月2日の全員協議会におきまして、当該計画について担当から御説明させていただきましたが、時間の制約もあり全ての項目を御説明させていただくことができませんでしたので、そのことも踏まえ、職員研修への参加について御案内をさせていただいたところでございます。

今回、講師としてお越しいただきました、東洋大学客員教授である南先生におかれましては、公共施設マネジメントのパイオニアとして広く知識をお持ちであり、全国の様々な自治体の状況も詳しく存じておられ、本町の計画策定にも関わっていただきましたことから、適任であると判断したところでございます。

当該計画では、町内の公共施設の老朽化が想像以上に進んでいることが判明いたしましたので、公共施設の長寿命化を実践するための手法や考え方について、また、限られた財源の中で施設を更新、修繕する重要性や全国の自治体の事例を踏まえた内容につきまして、御講義いただいたものでございます。

私が本年7月の第2回定例会におきまして、中央公民館の建て替えに関して、自分の任期中に目途を付けたいとの答弁をさせていただいた内容と講演内容はどのように位置付けるのかとの御質問でございますが、中央公民館の建て替えにつきましては、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり

方検討委員会におきまして議論いただいております、私といたしましては、当該委員会の検討結果を受けて、今後の方向性を決定してまいり所存でございます。

しかしながら、南先生の講演内容は、公共施設マネジメントを実践していくという点におきましては、大変参考になったのも事実でございます。研修の中でもお話がございましたが、町財政を預かる者として、やはり、限られた財源の中で公共施設や施設の機能をどのようにしていくかということは、しっかりと議論していく必要があると認識しております。中央公民館の建て替えにつきましては、今度の研修も参考にしながら、任期中に目途をつけさせていただき予定でございます。

次に、議員の有志の皆様におかれましては、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会の議論に関して現地施設見学を実施され、八尾議員からは、検討委員会の運営につきまして御助言いただき、感謝申し上げます。

さて、事務局におきましても、先般プレオープンされた三宅町交流まちづくりセンターの先進的な取組や、平成8年の開館以来、各種取組を積み重ねて来られた川西文化会館の運営状況につきましては、ハード、ソフトの両面から支援制度を活用されていることなどを承知しております。

先般、第8回の検討委員会におきまして、各種施設のコスト面に係る資料等もお示ししたところでございます。当委員会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関、いわゆる第三者機関として条例設置しているものでございます。議事の進め方等につきましては、委員の皆様のご意見を踏まえながら、協議を行い、委員長の最終判断の下、事務局側から委員の皆様に資料提供を行っているものでございます。

御心配いただいております事業費の確保でございますが、公民館や歴史資料館等の建設に対する国や県の補助制度は、今のところございませんので、起債発行、いわゆる借入で対応することになります。三宅町は、有利な起債を発行されておりますが、本町はその対象となりません。また、事務局には、様々な制度の紹介に努めるよう指示しております。

4番目は、教育長がお答え申し上げます。私からは以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 八尾議員さんの**教員の免許更新制廃止（案）**についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員御質問の教員免許更新制度につきましては、教員として必要な資質能力を保持し、最新の知識技能を身に付けて教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指して、平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から導入された制度でございます。

導入から一定年数が経過し、教育における社会的ニーズの変化や多忙化する教員の負担、多様な能力が求められる現状などから、中央教育審議会におきまして、制度の廃止案が示されたものでございます。

一つ目の御質問にもございますように、この制度により奈良県におきましても、数多くのベテラン教員が退職してしまうという状況が見られたと認識しております。しかしながら、この教員免許更新制度がもたらす本町への効果といたしましては、制度の目的にもございますように、教員は常に最新の知識技能が求められており、教員自身の資質向上の意識付けができ、子供たちの学びにつながっているものと考えております。

次に、免許更新制を廃止しても、教員の研修受講履歴を管理するために識別番号（ID）を付与し、管理統制に利用することは問題があるのではないかと御質問につきましてお答えいたします。

この制度が廃止となった場合でも研修の必要性はあると考えられており、奈良県におきましては、

現在も県立教育研究所で数多くの研修が準備されております。

研修講座は、初任から3年目の教員研修講座「若手教員応援プログラム研修講座」や4年目から7年目、8年目から11年目以降の中堅教諭資質向上研修の「学習評価研修」や「生徒指導・アンガーマネジメント研修」など、勤務年数に応じた各ステージでの研修講座となっており、現在32講座が行われる予定となっております。これらの各種研修講座につきましては、教員全体の資質低下を防止するために、一定の管理下のもとに教員全体が計画的に受講できるように考える必要がございますので、識別番号の必要性はあるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。ぴったり20分で終わりましたので、予定が立てやすいです。

このパネルは、2回目の登場でございます。最初から犬を連れてくるなどというより、飼い主がどういうマナーでマナーを守って、御近所の方とも仲よくするのかということも国も心配しているし、我がまちでも心配しているわけです。

答弁にありましたが、9月3日に広陵町のホームページで、犬の飼い主のマナーについてという呼びかけが出ております。このタイミングで、なぜこの呼びかけがあったのかということについて、愛犬家の方から二つの反応がありまして、いよいよ私たちの願いが実現できる見込みになったのかなという反応と、いやいや、これが守られていないから引き続きだめよというふうに言うつもりなのか、どちらだろうと。今回答弁いただきましたのでは、一定の期間を設けて、あるいは、公園の中で犬が入ってもいい場所とそうでない場所をちゃんと分けるとかというようなこともやって、人と犬との共生の関係をちゃんと調整をした上で、それで新しい方向に向かいたいんだと、こういう答弁ですから、前進したと思います。ありがとうございます。検討すると言うて、ちゃんと検討していただきましたので、結果が出ましたから、うれしい気持ちがございます。

犬を飼っておられる方の中には、例えば、私の家の近所に北3丁目にたぬきさん公園という児童公園が、小さい公園があるんですけど、そういう小さい公園には、入りたくても入らないというのを申し合わせておられるそうです。だから、私が一番大事だと思ったのは、その犬の飼い方についても、犬を飼っておられる方々の意見の交流だとか、いろんな話し合いを通じて、人との共生ということをやっぴりよく考えた飼い方をされている方と、傍若無人といいますか、自分の勝手放題というようなやり方をしている人のギャップがあまりにも激しいものですから、そういう点を心配しておりますので、そういう後者の方々に對して、町が適切に管理されるようお願いしたいと思います。

それで、事件その後起きませんかということも言っていますが、私が把握しているのでは、町長が答弁されたのは、8月7日でございます。道路を犬を連れて散歩している人に後をつけてきて、それで、その飼い主の家までついてきて、どうしようもないというので、その方は警察に通報したそうです。パトカーが2台来まして、近所では何が起こったんやというので評判になっちゃったと。直接私聞いていませんが、間接的に、そうでもしなかったら、あの人物は怖いんだというように言っておられるそうです。だから、その方がやっぱり地域でなじむようにするためには、やはりルールを定めて、お互いに守ろうよというような合意が必要じゃないかと思っております。

警察にも聞いてくださいとお願いをしましたが、警察は、この件で何か返事ありましたか。

○議長（吉村裕之君） 中川理事！

○理事兼事業部長（中川 保君） 特に聞いてございません。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） いや、もう少し正確に言ってもらわんとあかん。私が聞いているのは、個人の状況なので、警察は答えられないというふうに回答を拒否したんですよ。だから今までだったら、町から、町の責任者がやっぱりどういう内容だったのかと聞いたら、警察はそれなりに答えてくれたらと思うんです。しかし、今回はそうじゃなかったということは、下手すると事件になるなということを警察は心配しているんじゃないかと思うんです。そういう点もやっぱり配慮して、ぜひ前向きに取り組んでいただいたらと思います。答弁の中身をしっかり実践していただいたら結構かと思えます。これはこれで結構です。

二つ目に行きたいと思います。

これは、この**8月1日から、介護保険の施行令が改定**になった中身を伝えるポスターでございます。質問にも明らかにしておりますように、住民に、被保険者に制度の改定を伝えないでやったのはけしからんというふうに私は言っていないんですよ。ちゃんと伝えていきますと。文書で被保険者のところにちゃんと伝えていきますと。だから最低限の仕事はしておられるというふうに思うわけであります。

ところが、さわやかホールで課長からもろてきた、これはそのときの厚生労働省老健局長から、都道府県知事宛にわたった通達があるんですけど、この中に何て書いてあるか。なお、見直しに当たっては、令和3年8月からの施行に向けて、見直しの趣旨や内容等について、被保険者や町民ですね。介護サービス事業者等に対して、丁寧に周知・広報を行うことが重要であると、わざわざ特記してあるんです。それで、丁寧になっているんですかということで、具体的に指摘をしているわけです。

難しいというふうに言われましたけど、例えば、令和2年度に介護保険施設に入所されている方々のお家で、2,000万円以内の預金であったために、減免の申請が可能であった人というのは、また、しておられる人というのは、町は把握していますわね。だからそうなる、その人たちの預金高がどうなっているのかそれは分かりませんから、だから一応案内するとすれば、2,000万円未満のお家に対して、このたび制度が変更になりますということで御説明を一回したいので、お集まりいただだけませんかということで、説明会を開いてもよかったんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（吉村裕之君） 北橋福祉部長！

○福祉部長（北橋美智代君） 今回の改正につきましては、いろいろ議論させていただくところというか、周知はさせていただいたんですが、あくまでも、施設利用者が申請をしていただいとところもでございます。ただ、今回、前回に利用していただく方については、更新勧奨ということで、7月の下旬に勧奨をさせていただきました。その際に、今そういうチラシを入れさせていただいたという状況でございます。確かに周知のほうは十分ではなかったというところはございますが、ただ今回、19件、先ほど非該当になったということで説明をさせていただきましたが、その19件につきましても、この改正をもって、非該当になったということではなくて、いろんな事情があります。預貯金についても、この1年間でどういう状況で変わるかというのも、こちらのほうは申請があった時点で確認をしないと分からない状況ですので、なかなかそれをさせていただくことは難しいかなというふうに考えております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） なかなか業務多忙な中、追いつかないという面もあるだろうと思います。それで、私が相談を受けた方はどんな方かという、長いこと夫がサラリーマンをしておりまして、老齢厚生年金を受けておられる方なんですって。体調が悪くなって、介護保険施設に入ったと。そう

すると、毎月の支払い額が、その老齢厚生年金の金額とほぼ同額、だから入ってきてもすぐ出ちゃうと。奥さんは、自分の国民年金と、お父さん亡くなられて遺産を少し分けてもらったので、預金の取崩しで生活をしていると、こういうことなんです。それで、あえて私聞きたいんですけど、国は丁寧に説明しろというて、地方自治体に責任をおかぶせるようなこと言うておりますけど、ここに重要なことが書いてあるんですよ。なぜこういうことをやったのかというのは、負担の公平性、それから、制度の持続可能性を高めるためにこの改定をやったんやと。後の文はちょっといいとして、負担が今まで公平でなかったから、この改定で公平にするという意味でしょう。上のところにちょっと書いていましたけど、今回のことでこれが公平になったという認識ですか。

○議長（吉村裕之君） 北橋福祉部長！

○福祉部長（北橋美智代君） ある一定の資産を有しておられるということで、負担をしていただくということで、公平というか、より公平に負担をしていただくという点では、公平になったというふうに思っております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 大分大ざっぱな答弁で、そんな答弁でよく通ると思ったなと思ってびっくりしていますけど。負担の公平というのは、よく制度の改定のときに使われるんですよ。後のやつも、制度の持続性のためにそういうふうにするんだというふうになるんですね。だからこれまでは、2,000万円以下の預金であれば申請できたのに、今回は1,500万円を超えちゃったら減免申請できませんよと。だからこの8月分の請求書が、今9月半ばですから、そろそろ届くんですね。広げてみたら、えっとか言って、何やこれはというてびっくりする人もおられるんですって。このときにはあらかじめ、その制度の改定の趣旨だとか、中身なんかは該当なされている方に、町としてできるだけたくさんの方に理解をしてもらって、賛成までしてもらわなくても、あらかじめ言うておかないとまずいですよということを感じたもんだから、丁寧に説明しなさいよと。わざわざこういうポスターまで作って、周知をしようと思ったんで、これはインターネットで取ったんですけど。ついでに聞いておきますけど、このポスター、何枚来て、どこに貼りましたか。

○議長（吉村裕之君） 北橋福祉部長！

○福祉部長（北橋美智代君） ちょっと枚数までは確認をしておりますが、さわやかホールに貼らせていただいております。ただ、施設等についても、ちょっと最終、私も配布したかというのは、ちょっと確認をしておりますが、今後、役場だけではなくて、いろんな方面で周知をしたいというふうに思っておりますので、施設のほうで利用の上限になりますので、施設の方にも情報を提供させていただいて、またケアマネジャーのほうにも情報を提供させていただいて、より身近な方にも周知をしていきたいというふうに思っております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 一つ提案なんですけど、広陵町もホームページに載っていますから、例えば3分間程度の動画で担当課長に、このたび令和3年8月から制度の改定がございましたので、御説明しますというて語りかけてもらって、該当される方、関心のある方はぜひクリックしてくださいねというふうにやってもらったどうかと。実は、この議会のインターネット録画配信についても、それから、せんだっての議会報告会にしても、議会報告会のほうしか数は分かっていませんけど、350件を超えているんですね。たくさんの方が見ておられるんですよ。だから、よく電車の中で待っている間のときに、スマホ広げてやっているようなことがあるから、気軽に見られるようにしてあげたほうがいいんじゃないかと思うんです。だから、今広報の担当者、事実上、秘書人事課の1名の方を専任

ということにして課長さんが指導しておられるわけですけど、広報室ぐらいにして、各部局で、これは住民に周知徹底をしていく必要があるなというような事情が発生した場合には、例えば、3分間というぐらいの短い時間で動画でアップすることも考えるということで、分かりやすい町政というふうにしていただけたらどうかということを提案したいと思いますが、検討していただけないでしょうか。

○議長（吉村裕之君） 北橋福祉部長！

○福祉部長（北橋美智代君） 介護保険そのものの制度というのはかなり複雑で、大変難しい、分かりにくいというようなところもございますので、いろんな議員御提案のことも念頭に入れまして、いろいろと検討をさせていただきたいというふうに思います。広報担当のほうともいろいろと相談をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） それ以上言えないだろうなと思いますので、この質問はこれで置いておきます。検討しますというのは、議員の受け止めでは、先送りですて、せえへんよというふうに本当は言いたいんだけど、そんなこと言ったら身も蓋もないもんだから、検討しますという言うときが多いんですよ。北橋さん、真面目にちゃんとやっていただけるといいますから、最後のお務めでしっかり取り組んでいただきたいと思います。

3番目に行きます。公共施設のマネジメント研修でございます。

三宅町に行きましたら、あそこ人口減っているんですって。4平方キロメートルしかない小さなまちでございますというふうに言っていました。川西も小さなまちでございます。それで、人口が減っているんで、過疎債というのが使えるんだと。広陵町は人口減っていませんから、過疎債申請できないんです。それから、周辺の公共施設が耐震の程度がもう違反の状態なんだと、もう取り壊さなくてはいけない状態なんだと。それで、今時箱物かというふうに住民の方からも厳しい指摘も受けたんだけど、耐震基準を満たしていない建物をそのまま放置できないし、それから、過疎債という有利な制度も使えるので、住民合意を図るために頑張ったんやということを担当者は熱心に言っておられました。

川西町は、三宅よりは少し大きいですがけれども、まちが小さいという特徴を生かして、まちの中心に役場とか図書館とかいろんな施設を1か所に集めるということで、効率化を図ると。こういうことをやられたそうで、それぞれのまちの特徴に合わせて、そういう有利な制度を使うということが、なるほどなと思って関心をしたところでございます。

それで、先日頂きました広陵町の文化芸術推進基本計画に関する基本方針というのがありまして、ここに公民館の建て替えということを、この審議会の中でもうたっているわけですから、これがどうなっているのかということちょっと見ておったわけです。16ページには、広陵町中央公民館の建て替えは、広陵町文化芸術基本計画と中央公民館建て替え案に基づいて行うと書いてありまして、5つの原則というのがありまして、今後、建て替えする中央公民館は、施設面・ハード面では、複合化及び多機能化の視点を持たせ、機能面・ソフト面については、各種施設との連携、ネットワークのもと、文化芸術推進基本計画を策定する過程において議論すると、こんなことになっているわけです。だから、複合化・多機能化というのは、議会の中でも、議員の中からでも、以前から主張していることで、これを検討委員会のところで受入れていただけたらだろうなということで理解をしておりますが、なかなかお金を作る話が出てきませんから、ちょっと調べてみたんです。そしたら、公共施設等適正管理推進事業債、分かりますね。そういう借入れの制度があるというのは分かりました。これは、

必要なお金の90%をこれで賄うことができると。それから、地方交付税の措置率は50%だと。だから後から半分返ってくる、えらい有利な制度だなと思って見ているわけです。その中に、集約化・複合化というのが書いてあります。公共施設をこれでやる場合には使えますよと。だから考えてくださいねということは国は言っているわけです。それで、国庫補助事業などについても対象にするということも書いてあります。ところが、これ読んでいったら、何が問題かといったら、面積を減らさなあきませんねんな。複合化はしてもいいけど、面積がちょっと広がったら逆にまずいわけで、今ある施設を縮めて、それで新しいもん建てるというふうでないと、この起債はできませんよと。こんなことになっているわけです。

それで、南学さんがどんな主張をしておられるのか、議員に与えられている政務活動費、あれを使いまして、ポストコロナ社会の公共施設マネジメントという本がありましたから、これを手に入れました。彼は、この中で何て言っているか、ちょっと該当するところ読んでみますね。「公共施設の総面積を縮減しつつ、市民サービスを後退させずに、限られた財源を有効に使うためには、施設の複合化・多機能化を進めなければならないし、その戦略は」というので、「学校施設、公営住宅、比較的大型の施設を軸に進めることが重要である」として、特にこの後が大事なんですよ。「小学校の地域開放が機能充実と面積を狭めるにとって最も効果的になる可能性が高い」ターゲットが小学校に狙いを付けているわけですよ、彼は。何でかと言ったら、面積が一番大きいからね。それはそうなると思うんです。学校の話はちょっと別のことなので、今回は置きますが、そうすると、実際に検討するのは、各大字や自治会にある集会所とか公民館なんかが社会教育施設の面積に入っているのではないかなと思うんです。そうすると、今から部長が考えるのは、うーんとうなり出しまして、もしこの複合化をやるにしても、一定の面積確保しようと思ったら、半分ぐらいはもう廃止してもらわなできまへんなど、こんなことになるんやないかなと思って心配をするわけです。どこまで議論しているのかよう分らないんです。検討委員会でお金づくりのところが審議会でなかなか進まないもんだから心配をしておるんですが、この起債の制度については検討されたかどうか、検討したら、今のところどんな結論になっているのか教えてください。

○議長（吉村裕之君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 八尾議員、御質問の公共施設等適正管理推進事業債、それについて検討したのかという御質問でございますけれども、具体的な検討というのは、まだ現在のところ行っておりません。ただ、この起債でございますけれども、実は、平成27年度にもともと公共施設等最適化事業債という名称で始まったものでございます。始まった当時は、議員もおっしゃっていただいたように、公共施設の集約化と、それから複合化が対象に起債が起こせるということで始まりまして。本町では、北かぐやこども園を整備する際に、この起債を利用させていただいたところですが、条件といたしましては、議員もおっしゃっていただいたように、新たに整備する公共施設の面積が、その複合化・集約化する前の面積よりも小さくなるという条件が前提としてございましたので、北かぐやこども園も北幼稚園と北保育園の総面積から少し小さい面積になるような形で設計をいたしまして、この有利な起債を借りまして、整備したというような形になっております。

繰返しになりますけれども、今、公民館のこの問題について、具体的にこの起債の適用については検討はいたしておりませんが、前提条件といたしまして、そういった集約化・複合化を図る際に、その前のもとの施設から床面積をやはり小さくするという、これがもう一つ大前提になってまいりますので、仮に公民館を新たに整備する際は、こういった施設とこういった施設をこの集約化するのかと。その集約をする際に、ただ単に集約化をするのではなくて、集約化というのは、例えば

Aの施設でAの施設を利用される方がいらっしゃる。Bの施設があって、Bの施設を利用される方々がいらっしゃる。これAの施設の機能とBの施設の機能を共通しているところはしっかりと見直して、そういう意味で、床面積というのは減らせるんじゃないかということで、しっかりと、そのもともとの機能をもう一度見直して、それで集約化を図るとというのが、これはもう一つ大前提となってまいりますので、単に面積を減らすというところだけじゃなくて、その前にしっかりと今のある、公共施設の機能を見直した上で、集約化なり複合化を図ると。そういったところが必要になってくるというふうに考えております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 研究はせなあかんというふうに思っておられるようですから、ぜひ住民犠牲のないように研究をしていただきますように。ここには、南さんはちゃんと言うとるわけですよ。市民サービスを後退させずにと書いてあるんです。後退させないでやれと言っているわけだから、これをどういうふうに受け止めるかは、よく研究してほしいと思います。

ところで、8月3日の講演のときに、公民館のことをちょっと言いますが、あの先生はどういうふうに言ったかといったら、公民館のことでこんな発言しているんですよ。公民館の利用しているのは、60歳以上の高齢者が多いですよ。それでも同じ人物が何度も何度も利用していて、年間の利用者数がそれだけぐっと上がるような構造になっているけれども、実際に公民館を利用している人は、そんなに多くないはずですよ。そのことに多額のお金を投じてしまうと、これから若い人たちが高い介護保険料を払わなければいけなかったり、社会保障の負担がずっと若い人に上がっていかないと、こういうことを皆さん十分に検討してくださいねということを確か講演の中で言われたと思います。奥田部長は、うんうんとうなっておられますから、間違いないと思います。

これは言ってみれば、世代間の対立をあおって、自らの方針を貫こうというふうに私は聞きました。それから、町は、こんなことを言わないだろうと、南教授を介して言いたいことを言わせたのかということやうがった見方もしましたけれども、しかし、こういう言い方は、今後一切しないでもらいたいんですね。高齢者が利用しているだけで、若いものに負担がかかるからというて、世代間の対立をあおるような言い方というのは、事実違うでしょう。いや、20代、30代の人だって、後50年したら70代、80代なるんだからさ、自分の将来のことをやっぱりおもんぱかって判断してもらったらいんじゃないかと僕は思いますけどね。このことについて、こういう講演をされたことについて、認識だけ伺ってみます。どちらですか。

○議長（吉村裕之君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 議員のほうからは、世代間の対立をあおるような、そういった内容は止めていただきたいというようなお話であったと思います。南先生のお話というのは、先生御自身が全国のこの自治体の様々な事例を見ておられる中で、やはり総じて、公民館というものの利用者の層を見たときに、御高齢の方が多いと。実際に広陵町ではどうなっているのか、恐らく、ほぼそういった状態であるのは変わらないというふうには考えております。ここで大事なのは、その世代間の対立ではなくて、一つ施設をそうやって建てた以上は、世代間でその施設をやはり使っていくようなものにならなければいけない、だから、それを今現在そういった高齢者の方しか、仮に使っていない施設があるとすれば、それを今度再整備する際には、より多くの方が使っていただけるような施設を整備して、議員がおっしゃるようなそういう世代間の対立が起こらないというような状態ですべきであると、そういうふうに私たちにはおっしゃっているように聞こえます。ですので、極端なお話というか、少しとがったお話の内容であったことには変わりはないですけども、決して、それをもって住民の方々

の広陵町の住民の方々の対立をあおろうとされているというふうには、私のほうは考えておりません。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 町民相互に円満に生活ができるようにお願いしたいものでございます。これはこれで結構です。引き続き取り組んでまいります。

最後は、先生のところであります。

これ、直接聞いていたのは、うちの妻でございますが、3万円払って講習に行ったんですって。3万円といたら高いんですよ。先生が足りないという時代に何でこんな金払わなあかんのよと。それから日頃の授業だとか、日頃の行動見ていると、学校長や教頭先生が私らのことちゃんと、ああ、真っ当な先生やなと、確認をしないまま大学のこういう講義でほうり込んで、採点しようと思っているのかしらとかいう声もあるそうです。廃止するのはいいことなんですけど、いいことと悪いことどんなことありますかと聞いて、それなりに書いておられるんですけど、ここは教員実践された教育長がやっぱりこの問題についての真剣な議論を聞かせもらう必要があるかな。この廃止のことについて、もう少しコメントしてください。

○議長（吉村裕之君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 御質問にお答えをさせていただきます。

私の思いとしては、確かに教員、更新制、これが平成19年にできて、ほんで平成21年から実施されましたけれども、当初、私も教員免許の係長もしてまして、そういう中で、やっぱり進めてきた経緯はございます。ただ当初は、やはり教員にとって、やはりそれなりに資質向上を目的として、やっぱりそれは必要ではないかという思いは持っていましたけれども、方や、先生方は忙しい、ましてや、先ほど議員さんがおっしゃったように、いわゆる30時間の講習をうけなければならない。基本的には、ほぼ夏休みに先生方が5日間を通して、30時間ありますので、1回で6時間ぐらいの講習になりますので、5日間を費やしなければならない、そういうその負担感は当然あったと思います。私のほうの、ただ全体としては、もともとは、この教員免許、平成19年になりましたけど、それまでも、そういったのがありましたが、その辺聞いていた中で、私の思いとしては、これ教員いじめかなという思いも若干はなかつたです。それでも、やはり教員の資質向上という意味では必要ではないのかなと思いました。ただ、今現在、教員免許、これ今実際2023年には、とりあえずは廃止という方向には向かいました。案という形で出てました。今の現場の先生方の、いわゆる働き方の中でも、この免許更新制自体が、かなりやっぱり負担感を持っておられます。ましてや、夏休みも今は非常に忙しくなっていて、日々のいろいろ研修、それ以外に出ていかなきゃなりませんし、一応これは職免扱いにはなっていますが、やはり3万円を投じてということもあって、先生方には、かなりの負担になっていて、全国的に見ても、6割がこの更新制に対しては反対の意識を持っておられますので、その辺が多分影響して、2023年に廃止となったのかなというふうに思います。

そういう中で、まずは先生方のやはり日々の研修、私もこの前、8月末にちょっと校長会をまた9月に校長会させていただいた、そのときに、校長先生方に1回先生方の、まず免許更新制に対する長所、短所、それいろいろ聞いてくださいという話をさせていただきました。やはりその中で、長所に挙げられたのは、やっぱり新しい、だから知識を得ることができたので、すごくよかったという、または、いわゆるICT教育であったり、プログラミング教育であったり、新たな教育については、すごく知識となったよかったし、子供たちのために、これからこういうことを使えるなという思いを持ったというのはあるんですけど、逆に短所としては、やはり負担感が一番多かったですね。その30時

間というその時間、それやったら、もっと子供たちに寄り添うことができる時間なのに、それが更新制でとられていいるであったり、特に中学校の教員は、もう夏休みも部活動がかなり中心になりますので、そういう意味では、子供たちに関わる時間がやっぱり少なくなっているとか、3万円は痛いとか、そういうのがいろいろありました。やはり、そこはかなりやっぱり負担感を持っておられる状況がございますので、そういう意味では、廃止になるというのは、一つのこれはよかったかなというふうに思っています。

ただ、それに代わる、やはり先生方が先ほど言いましたけど、研修というのはすごく大事な部分があります。今、議員さん前に教特法第22条の研修という、これはやっぱり教員にとってはすごく大事なことですので、それは奈良県でも、先ほど私答弁させていただきましたけれども、教育研究所のほうでかなりいろいろ研修されています。昔は、初任者研修と10年以上の研修であったりということと二つしかなかったんですけど、今はやはりステージステージに応じた形の研修もかなりされていますので、そういう意味では、研修自体も充実してきています。それで、先生方は希望する研修を受けて、それが当然ながら県が主催していますから無料ですので、そういったところに研修をしていただいております。先ほど言いましたように、32の講座がございますので、自分が受けたい講座をやっぱりそれ研修していただいております。それはすごくありがたいことですので、そこは進めていかなきゃならないのかなというふうに思います。ただ、国が言うているように、IDを付与して、管理統制、私はそこまでいかないのかな、ただ、先生方の研修履歴というのはやっぱり必要ではないのかなと、どこかで把握しなきゃ、先生方全く研修されていないということは、あまりそこは教員としてもどうかなというふうに、やっぱり目の前にした子供たちのために、それは頑張っって、いわゆる研修をして、それなりに資質を上げていって、新たな教育を進めていくことについては、必要ではないかなと思いますので、IDどうのというよりは、研修履歴はどこかで把握すべきかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） いや、今日は、いいお話を聞きました。教育長の思いのたけをほぼ語っていただきましたので、大変感動しております。

それで、この教育公務員特例法の22条ですけども、これは1なんです。2と3がありまして、2のところには、教員は、授業に支障のない限り、所属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができると、こうなるんですね。だから、任務校から離れてやる研修も必要なんですけど、その場合は、授業に支障のない限りやりなさいと、授業に支障のない限りやれということになると、授業のある学期はだめなんですよ。だから、夏休みが、今言われたように、春休みにしても、冬休みにしても、子供たちは休みというふうにしていますけど、教員は勤務があるわけで、だけど授業がある時期と日と、そうじゃない日は全然緊張感も違うようであります。だから、そういうことをちゃんと保障していただかないといけないんですが、誰が保障するんですかと、これも書いてありまして、教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設研修を奨励するための法と、その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならないと、任命権者がそれをしなさいというふうになっているわけで、教員個々が努力してやりなさいという世界ではないということになっているわけだから、この間、第二小学校の校長先生にお話承りましたけれども、先生、最近残業時間どうですかと聞いたら、大体2時間ぐらいいかな、ほぼ平均的にまだ残業していると言っていました。そんなことですから、そんな余裕もない先生がほとんどではないかと。だから、先生方は、教育その

ものにやっぱり時間を使いたいと、教育実践ですね。教材研究、あるいは、同じ先生方との交流だとか、それで学ぶべきことも多いわけだから、そういうところをもっと大事にした運営をしたいと思うんですが、この場合、教育公務員の任命権者というのは誰になるんですか、お答えいただけませんか。

○議長（吉村裕之君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 任命権者となれば、奈良県の教育委員会、いわゆる市町村の教員は、県費負担教職員といますので、県が一応、採用、それから任命しますので、そういう意味では県、だから県が県立教育研究所において、研修の機会を設けているというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） そうなってきますと、現場の先生方が現時点でどのような研修を希望されるのかというのを学校長がしっかり握っていて、教育長もそれを把握していて、それを事務局がサポートして、県の教育委員会に現場の先生方はこういう研修を望んでおられるけれども、ちゃんと時間を確保してもらいたいかどうかということを経理と行政の間でやりとりをしてもらわなアカンんですけど、いかがですか。

○議長（吉村裕之君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） そこは、また県と相談はさせていただきますけれども、ただ、学校長としての思いもやっぱりあると思うんですが、この先生には、この研修を受けてほしいという部分がありますので、そういうもんも全部、いわゆる情報の共有をしながら、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○議長（吉村裕之君） 以上で、八尾議員の一般質問は終了しました。（19379字）